番　号：160445
国　名：ルワンダ
担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
案件名：持続可能なコーヒー品質及びマーケティング能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

１．担当業務、格付等
（１）担当業務：評価分析
（２）格　付：3～4号
（３）業務の種類：調査団参団

２．契約予定期間等
（１）全体期間：　2016年8月上旬から2016年10月中旬まで
（２）業務M/M：　国内　0.50 M/M、現地　0.90 M/M、合計　1.40 M/M
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	27日	5日

３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１）簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）見積書提出部数：1部
（３）提出期限：7月13日（12時まで）
（４）提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム＞JICA について＞調達情報＞調達ガイドライン、様式＞業務実施契約（単独型）（2014 年 4 月以降契約）＞業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
（５）評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月26日（火）までに個別に通知します。

４．簡易プロポーザル評価項目及び配点
（１）業務の実施方針等：
①業務実施の基本方針　8点
②業務実施上のバックアップ体制等　2点
（２）業務従事者の経験能力等：
①類似業務の経験　45点
②対象国又は同類似地域での業務経験　9点
③語学力　18点
④その他学位、資格等　18点
（計100点）

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

５．条件等

（１）参加資格のない社等：特になし
（２）必要予防接種：黄熱病

６．業務の背景

ルワンダでは、全人口の約8割が農業に従事し、農業セクターはGDPの約3割、輸出総額の約4割を占めており、同国の国家経済にとって重要な役割を果たしている。農水産物の輸出においては、伝統的な商品作物であるコーヒーと紅茶の二大産品が8割（コーヒー5割、紅茶3割）を占める代表的な輸出産品である。

ルワンダのコーヒー生産では、大部分が小規模農家により行われており、生産量は2005～2012年にかけて平均18,900トンで、そのうち8～9割が輸出されている。コーヒーにおける様々な施策は、農業動物資源省（MINAGRI）において決定され、傘下の機関である国家農業輸出振興機構（NAEB）が実施している。NAEBは、コーヒー生豆の一次加工を行うウォッシング・ステーションの整備を推進するなど、高付加価値化に向けた取り組みを進めており、加工段階における品質改善が図られている。ウォッシング・ステーションでの加工によるコーヒー生豆の生産量は年々増加しており、2010年には5,800トン（全生産量のうちおよそ30%）を生産している。

一方で、ウォッシング・ステーション施設の稼働率の低さや非効率な運営、経営の知識・経験不足等より生産性が伸びず、流通過程においても加工業者や輸出業者の知識不足による品質管理上の問題も指摘されており、バリューチェーン強化を通じたコーヒー生豆の付加価値向上が課題となっている。

我が国は、2012～2013年度において、ルワンダのコーヒー産業における栽培から流通までの包括的な現状を把握するため、「コーヒー栽培・流通に関する情報収集・確認調査」を実施した。その結果、コーヒー栽培、精選、加工、流通、品質基準設定の各工程において品質向上を図るための仕組み作りの必要性が確認された。

かかる状況を踏まえ、NAEBは、同機関を中核機関とする、バリューチェーン全般における品質向上を推進する体制整備や人材育成を目的に、我が国に技術協力を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、ルワンダにおけるコーヒー産業の現状、NAEBにおける品質管理に係る体制、コーヒー栽培農家の現状と課題等を確認し、収集した情報を分析・整理したうえで、ルワンダ側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

７．業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議･調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2016年8月上旬）

① 要請背景･内容を把握（要請書･関連報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料･情報の収集･分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。ルワンダ側関係機関（NAEB及びCEPAR）に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票は、JICAルワンダ事務所を通じて事前配布を行う。

② 調査団と協議のうえ、PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operations）案（和文・英文）の作成に協力する。

③　調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に出席する。

（２）現地派遣期間（2016年8月中旬～9月中旬）
①　JICAルワンダ事務所等との打合せに参加する。
②　ルワンダ側関係機関･プロジェクト対象候補の組合との協議及び現地調査に参加する。
③　プロジェクトの背景・目的・内容を確認する（要請書や関連報告等の内容を踏まえたうえで、ルワンダ側関係機関のニーズを確認する）。
④　JICAルワンダ事務所を通じてあるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。
⑤　質問票調査を踏まえ、インタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
ア）ルワンダの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
イ）ルワンダの案件関連分野における開発動向
ウ）我が国援助方針との関連
⑥　ルワンダ側の実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
⑦　調査団及びルワンダ側関係機関と協議の上、担当分野に係るPDM（案）（和文･英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
⑧　関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
⑨　評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
⑩　担当分野に係る現地調査報告を団内に共有し、JICAルワンダ事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2016年9月下旬～10月上旬）
①　担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
②　収集資料の整理･分析（収集資料リストの作成や、質問票回答、事業事前評価表、PDM案、PO案等の他調査団員の作成した資料の取りまとめ等も含む）を行う。
③　帰国報告会、団内打合せ等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
④　担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成し、全体取りまとめに協力する。

８．成果品等
本契約における成果品は以下のとおり。
（１）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）：1部
上記については、電子データをもって提出することとする。

９．見積書作成に係る留意点
本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）を参照願います。留意点は以下のとおりです。
（１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドーハ⇒キガリ⇒ドーハ⇒日本を標準とします。

１０．特記事項
（１）業務日程／執務環境
①　現地業務日程
現地派遣期間は2016年8月15日（8月16日現地着）～9月10日（9月9日現地発）を予定しています。JICAの調査団員は、本業務従事者と数日遅れて現地調査を開始し、本

業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア） 総括（JICA）
イ） 協力企画（JICA）
ウ） 栽培（外部団員）
エ） 品質管理（外部団員）
オ） 評価分析（コンサルタント／本公示分）

③ 便宜供与内容
JICAルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア） 空港送迎
あり
イ） 宿舎手配
あり
ウ） 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同上することとなります。）
エ） 通訳傭上
なし
オ） 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。
カ） 執務スペースの提供
なし

（２）参考資料
①公開資料
本業務に参考となる以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
・ルワンダ共和国 コーヒー栽培・流通に関する情報収集・確認調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/842/842/842_412_12154100.html

②貸与資料
本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL: 03-5226-8446）にて貸与する。
・ルワンダ国コーヒー分野調査団派遣に係る出張報告書

（３）その他
①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととし

ます。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上